

2023年10月12日
東京商工会議所

基本的な考え方

1923年9月1日の関東大震災から100年の節目を迎え、改めて大規模災害への警鐘が鳴らされており、事業者は緊張感を高めている。また近年では、首都直下地震や激甚化・頻発化する風水害といった自然災害に加え、感染症・サイバー攻撃・紛争等、事業者を取り巻くリスクは多岐にわたっている。自然災害が頻発し、また国際情勢が不安定化するなか、住民および事業者の安全・安心を確保できる、強靱（レジリエント）で持続可能な都市「東京」の早急な構築を求める声が高まっている。

政府は2020年12月、123対策・15兆円規模からなる「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定し、取組みの加速化・深化を図るとともに、地方公共団体等の災害対応力強化や流域治水の推進等、各省庁においても、防災・減災対策を着実に進めている。また東京都においても2022年12月、総事業規模15兆円にのぼる「TOKYO強靱化プロジェクト～『100年先も安心』を目指して～」を策定し、2040年代に目指す強靱化された東京の姿を明らかにしたうえで、5つの危機と複合災害に対して取り組むべき事業をとりまとめている。

あらゆる危機事象に対応するには、災害・リスク対策や国土強靱化対策のステップアップが必要であり、事業者においても事業継続に向けた備えが必要不可欠である。そのためには、各々の住民・事業者が自ら危機を再認識した上で、「自助・共助・公助」のあるべき姿を社会全体で共有し、自律的な対策を推進する必要がある。

当所では、かねてから「自助・共助」の取組みの底上げが必要と主張してきた。とりわけ、企業においては、顧客や取引先等との共存共栄を図るという意識の下、強靱なサプライチェーン、すなわち「強い輪」の構築に向けた防災活動の強化を図ることが重要である。そのためにも、年齢や国籍等に関わらず、相互扶助のもと強固な地域コミュニティを形成する必要がある。

行政の災害対策への需要は無尽蔵に膨らみがちな一方、対応資源は限られている。従って、「自助・共助」により「公助」への需要を減らし、「公助」は広く国民に便益をもたらす取組みや真に必要な取組みに重点化していくことが必要である。

その際、民間の知恵と工夫を活用した、官民連携による取組みが不可欠である。災害・リスク対策、国土強靱化に貢献する民間企業の意欲的な取組みを促す施策を展開することにより、官民の持ち味を生かした対策を推進することが、社会全体のレジリエンス強化につながる。

以上のような考え方のもと、政府におかれては、省庁間ならびに政府と地方公共団体との緊密な連携の下、以下の政策課題に迅速かつ着実に取組まれたい。当所としても、中小企業の災害・リスク対策の促進に向けて自ら行動するとともに、最大限の協力を行う所存である。

目次

基本的な考え方	1
I. 重点要望項目（新規）	3
1. オールハザード型 BCP 策定の促進	3
2. 有事を想定した危機管理体制の整備	4
II. 重点要望項目（継続）	6
1. 頻発化・激甚化する風水害に備えた流域治水等の推進	6
2. 関東大震災 100 年を契機とした首都直下地震対策の展開	8
3. 企業等の自助・共助の活性化、公助における民の力の活用	11
4. 迅速かつ効果的な情報収集・共有の実施	13
III. 継続要望項目	15
1. レジリエントなまちづくり	15
2. 迅速な復旧・復興活動に向けた体制整備	17
3. 災害・リスクに対する社会的意識の向上	18

I. 重点要望項目（新規）

1. オールハザード型 BCP 策定の促進

都内の多くの地域に影響が及ぶ水害や首都直下地震、富士山噴火等の自然災害をはじめ、感染症・サイバー攻撃・紛争等、事業者を取り巻くリスクは、多様化・複合化している。こうした状況のなか、事業者においてはあらゆる危機事象に備えた対策が必要不可欠である。危機事象発生に対する備えとして、事業者には策定が推奨されている事業継続計画(BCP)であるが、これまでは地震や風水害、感染症といったリスクごとに経営資源の被害を想定し、事業継続の方策を整理するものが主流であった。しかしながら前述の通り、事業者を取り巻くリスクは多岐にわたっているため、リスクの想定には限界がある。あわせて、想定されるリスクと経営資源の想定被害の組み合わせが膨大となるため、訓練や計画見直しに複雑な対応を迫られる等、従来型の BCP には課題が多いとの指摘もある。

一方のオールハザード型 BCP は、個別の災害や特定のリスクといった危機事象発生の原因ではなく、地域や個社別に重視するリスクを考慮したうえで、危機事象の発生によって結果として生じる経営資源の毀損、例えば、従業員の出勤停止、停電、仕入先の被災による部品調達不足等に着眼して整理を行う BCP である。この考え方に立てば、想定外のリスクで危機事象が発生した場合でも、経営資源の毀損を前提に対策を立てているため、BCP が有効に機能するものと考えられる。

こうした前提のもと、従来型 BCP からオールハザード型 BCP への転換を図るべく、事業者によるオールハザード型 BCP の策定を強力に促進すべきである。

①オールハザード型 BCP 策定の必要性・重要性の周知

2019年に新型コロナウイルス感染症が発生したのち、全世界的に感染が拡大し、パンデミックとなったことは記憶に新しい。わが国においても、感染拡大に伴う事業者を取り巻く経営環境の変化等により、帝国データバンクの調査によると、2023年9月29日時点で新型コロナウイルス関連倒産が全国で6,761件判明している。予期せぬリスクが生じた際においても従業員を守り、そして事業を継続するためには、緊急事態への備えとして、あらゆるリスクに耐えられる想定をしたオールハザード型 BCP の策定が重要であることは言うまでもない。

一方で、本年8月にとりまとめた当所会員へのアンケート調査結果では、BCP策定済企業のうち、あらゆる災害・リスクに対応したオールハザード型を想定しているのは、わずか12.8%に留まっている。オールハザード型 BCP の必要性や重要性について、十分に認識がされていない可能性が高い。

あらゆるリスクに対して事業継続力を強化する観点から、オールハザード型 BCP の必要性や重要性、取組みの好事例について分かりやすい形での周知を強化することで、事業者の理解促進を図るべきである。

②中小企業にも活用しやすい策定ガイドラインの公表

人員や資力に余裕のない中小企業・小規模事業者にとってこそ、平時からの備えが重要であるが、BCP策定のノウハウに乏しいため、優先順位が低くなってしまいう傾向にある。

当所会員へのアンケート調査でも、BCP策定の課題として「具体的な策定方法が分から

ない」を挙げる事業者が 36.0%となった。BCP 策定の意欲はあるものの、スキルやノウハウの点で苦慮している事業者が多いものと推察される。また、同調査で「行政に強化・拡充を望む災害・リスク対策に係る施策」を尋ねたところ、「あらゆる災害・リスクに対する BCP 策定支援」と回答した事業者が 36.6%にのぼり、前回調査の 19.5%から大きく増加している。オールハザード型 BCP 策定への関心は高まっているものの、策定に踏み切れない事業者が多い状況であり、いまこそ行政からの支援が求められている。

内閣府は、BCP 策定の普及促進に向けて 2005 年に事業継続ガイドラインの第 1 版を策定し、随時改定を行っている。直近では今年 3 月に改定が行われ、テレワークの導入およびオンラインを活用した意思決定を行える仕組みの整備、情報セキュリティ強化等が明示されている。当該ガイドラインには、オールハザードアプローチの視点が盛り込まれているものの、多岐にわたる項目に言及しているため文量が膨大であり、はじめて BCP 策定に取り組む事業者にとっては、内容をすべて理解することが困難と思われる。記載内容を徐々にステップアップしながら BCP を策定していくロードマップを示すとともに、中小企業を含む具体的な策定事例や BCP のひな型を複数例示する等、事業者のレベルに合わせたソリューションを提供していくという視点も重要である。

また、国は中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画認定制度において、認定を受けた単独あるいは複数の中小企業に対し、税制措置や金融支援、補助金の加点等の支援策を設けている。また、中小企業基盤整備機構の当該制度の HP において、事業継続力強化計画（簡易版 BCP）の策定方法についてステップごとに分かりやすく解説しているほか、中小企業の取組み事例についても動画を交えて丁寧に紹介しており、こうした取組みは今後も継続されたい。

一方で、事業者ごとの災害・リスク対策の取組み状況の実態にあわせて、記載項目を柔軟に変更することが難しいことから、必ずしも全ての中小企業にとって活用しやすい制度とは言い難い。より簡易な、あるいはより精緻な計画を策定したいといった各種ニーズにも対応できるよう、柔軟な制度設計を目指すという視点も重要である。2020 年の基本方針改正により、自然災害以外のリスクも支援対象リスクに加わっているものの、事業継続力強化計画にはオールハザードアプローチの視点が欠けていることから、新たな類型（オールハザード型）を追加する等の制度拡充を検討すべきである。

なお、当所ではオールハザード型 BCP の必要性や具体的な策定方法等について、小規模事業者や初めて策定する方でも分かりやすい形で解説するガイドブックを制作中であり、今年度中を目途に、HP 上で公表して広く周知を図る予定としている。当所でもオールハザード型 BCP の普及促進に向けて、策定支援に取り組んでいく所存である。

2. 有事を想定した危機管理体制の整備

2022 年 2 月、ロシアがウクライナへの侵攻を開始した。これにより、国連安全保障理事会の常任理事国の 1 つであるロシアにより、武力行使の一般的禁止等の国際社会の原則が破られたとともに、国際秩序の根幹を揺るがす事態に発展している。ロシアのウクライナ侵攻は、既存の国際秩序に対する力による挑戦であり、欧州特有の課題ではなく、アジアを含めた世界中のどこにおいても生じ得る課題となった。

また、わが国を取りまく安全保障環境においては、戦後最も厳しい状況にあるとの指摘

もある。例えば、北朝鮮は前例のない頻度で弾道ミサイルの発射等を繰り返し、2022年10月には弾道ミサイルが日本上空を通過、11月には弾道ミサイルが日本の排他的経済水域内へ着弾した。また同国は、戦術核兵器の大量生産や核弾頭保有量を急激に増やす方針を明確にしている。日本政府は立て続けに全国瞬時警報システム（以下、Jアラートとする）を発出し、北朝鮮を日本の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威と表現している。

わが国においては、想定しうる外部からの武力攻撃事態等に対応するため、2003年に事態対処法、2004年には国民保護法が成立し、国民の命や財産を守る仕組みである国民保護を実施するための基本的な法制が整備された。また足元では、防衛力強化の視点から防衛費の予算が積み増しされている。外部からの武力攻撃に際しては、国全体として万全の態勢を整備するとともに、国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施することとなっている。国民保護の実効性を更に高めていく観点から、あらゆる有事を想定して、国および東京都、区市町村による連携を強化するとともに、実践的な対策を実施しながら、危機管理体制を整備していく必要がある。

一方で、当所会員へのアンケート調査によると、「戦争・紛争等」「テロやミサイル攻撃等」といったリスクに対して、BCPの中で想定している割合が1割未満となる等、多くの事業者では有事への備えができていないのが実態である。

①Jアラートの正確で分かりやすい発令と発令までの更なる時間短縮

武力攻撃事態等の際に住民が適切な避難を速やかに行うためには、正確な情報を迅速に伝達することが重要となる。そのため国では、弾道ミサイル情報をはじめ、緊急地震速報や大津波警報等に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メールや区市町村の防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するJアラートを整備している。

ミサイル発射事案によるJアラートの発令事例としては、2022年10月4日の北朝鮮による弾道ミサイル発射が挙げられる。7時22分頃に弾道ミサイルが発射され、7時28分頃から7時29分頃にかけて青森県上空を通過したが、7時27分に北海道と東京都島しょ部、7時29分に青森県と東京都島しょ部にJアラートが発令された。また、7時42分にミサイル通過情報を北海道と青森県に対してJアラートを発令している。

この事例で浮き彫りとなった課題は大きく分けて3つあり、一つ目はミサイルのコースから大きく外れている東京都島しょ部への発令である。ミサイルの飛行ルート予測に基づいて迅速性を重視して発令することにより、対象地域が拡大してしまうことはやむを得ないが、システム上の不具合を要因として、全く関係のない地域に誤発令することは、Jアラートの信頼性を損ねる懸念があることから、システム改修等の対策を講じていただきたい。

二つ目は、発令の内容である。「ミサイル発射、ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、または地下に避難してください」とのメッセージが発令されたが、具体的にどうしたらよいか分からない、といった戸惑いの声もあったという。国では、弾道ミサイル落下時の行動についてホームページ等で発信を行っているものの、住民に正しい情報が行き届いているとは言い難い。避難方法についての広報周知を強化することはもとより、具体的な避難方法を知らない住民および事業者にとっても分かりやすい発令内容を検討されたい。

三つ目は、発令のタイミングである。青森県については、発令のタイミングがミサイル

通過とほぼ同時刻となり、北海道においても直前であった。一方で、アメリカの早期警戒衛星や防衛省・官邸危機管理センター・消防庁等、Jアラートが発令されるまでは多段階の情報伝達となっているため、発令までの時間短縮は決して容易ではない。しかしながら、ミサイル発射から着弾するまでにJアラートが発令されなければ、避難が間に合わない事態となってしまう。国では発令時間短縮に向けて、落下予測地域が相当程度確定的になってから発令していたところを一定の蓋然性が確保された段階で発令するよう、本年9月にシステム改修を行い、発令時間が1分程度短縮されたことは大きな前進である。ミサイル発射事案においては、Jアラートによる迅速な情報伝達が生民および事業者の安全・安心に直結することから、今後もシステムの見直し等を継続し、発令までの更なる時間短縮を図りたい。

②ミサイル攻撃を想定したシェルターの在り方や設置基準等の検討およびシェルター整備促進

近年、北朝鮮はミサイル発射をかつてない高い頻度で繰り返している。また、わが国の周辺においても有事が想定される地域が存在しており、首都・東京にミサイルが飛来する可能性もゼロとは言い切れない状況となっている。

国は国民保護法に基づき、都道府県に対してミサイル攻撃の爆風等からの直接被害を軽減する緊急一時避難施設の指定を求めている。東京都においては2023年3月時点で4,017施設を指定し、東京の定住人口約1,400万人分の施設を確保していると言われていたが、都内に勤務している従業員等を加えた昼間人口約1,700万人分の確保には至っていない。緊急一時避難施設とは、ミサイル攻撃等の爆風等から直接の被害を軽減するための一時的な避難施設であるが、想定されているのは1～2時間程度の一時避難であり、食料品等の備蓄が無い場合、長引く事態への対応は難しい。また、核ミサイル等を想定した場合にも十分な安全性が確保されるかどうか定かではなく、不安が残るとの声も聞かれる。

現状、わが国にはシェルターに関する明確な定義が存在していない。核ミサイル等の甚大な被害が発生する事態を想定し、ミサイル攻撃の爆風を防ぐのに必要な壁の厚さや施設面積、換気機能の有無等について、様々な視点から調査・検討を行うとともに、国民保護を実現するためのシェルターの在り方や設置基準等を検討されたい。

また、シェルターの定義を明確化することが前提となるが、公共施設はもちろんのこと、商業施設や住宅等におけるシェルター整備について、官民を挙げて推し進める必要がある。シェルター整備については海外が先行しており、台湾では人口の3倍超を収容できるシェルターを備えていると言われている。わが国においてもシェルター設置を加速化する観点から、ビルを新築・建替える際の設置費や、既存の建物をシェルターに指定した際の維持管理費の補助等により、シェルター整備を促進されたい。

Ⅱ. 重点要望項目（継続）

1. 頻発化・激甚化する風水害に備えた流域治水等の推進

①流域治水・高台まちづくりの推進

気候変動による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域治水や高台まちづくり等、ハード・ソフト両面からの取組みを加速していく必要がある。

荒川・江戸川・多摩川といった河川における高規格堤防の整備は、首都圏を洪水から守るとともに、良好な都市空間や住環境の形成に資することから、まちづくりを進めていく上でも重要な事業である。地域の賑わい創出に向けて、民間事業者が高規格堤防整備とあわせて川裏法面の敷地を緑地等とした際の容積率の割増しやオープンカフェ等営業活動における使用を可能とすること等、民間事業者等による河川周辺の敷地の活用を促進する制度は、平時から付加価値の高い災害・リスク対策を実現するものであり、これを梃子として流域治水を推進されたい。その際、土地区画整理事業等の様々なまちづくり手法と連携し、地域のニーズを踏まえた実施方法を検討することにより、整備を加速化するとともに2023年度末までとなっている高規格堤防特別区域の住民負担を軽減させる固定資産税及び不動産取得税に係る軽減措置についても継続されたい。

また、海拔ゼロメートル地帯をはじめとした地域においては、垂直避難可能な建物や水没地域外への避難路の整備を求める声が、事業者からも寄せられている。高層の建物や避難スペースの整備等と、高規格堤防等を組み合わせた高台まちづくりを、国と東京都の連携のもと推進することが重要である。

あわせて、上流における調節池の整備や洪水時の利水ダム等の活用は、下流地域の水害リスク軽減につながるものである。国土交通省は、荒川調節池群の洪水調節容量を約2.3倍とする荒川第二・三調節池の整備を進めており、迅速かつ着実に推進することが必要である。一方、こうした上流における治水対策では、地域の負担と受益が乖離するとの意見もある。2023年6月29日からの大雨では、九州8カ所の雨量観測所で観測史上1位を記録する等、過去に九州地方で大きな被害をもたらした豪雨に匹敵する雨となったが、これまで堤防や砂防堰堤等を整備してきたことにより、大規模な土砂災害や浸水被害を回避している。流域における治水インフラのストック効果が見える化することによって、上流や下流も含めた流域全体の住民・事業者等の理解を深めるとともに、官民の連携により治水機能の強化と水力発電の促進を両立させる「ハイブリッドダム」の取組みの推進等が期待される。

もとより、災害ハザードエリアにできるだけ居住させない土地利用規制・誘導等も必要であり、令和3年度税制改正にて創設された災害ハザードエリアからの移転促進のための税制上の特例措置の拡充も検討されたい。

こうした取組みの加速化にあたっては、関係省庁や地方公共団体、事業者等との緊密な連携が不可欠である。国土交通省のリーダーシップの下、あらゆる関係者の積極的な関与を引き出し、ハード・ソフト一体となった種々の対策が確実に実施されるよう取組まれたい。

②広域避難・垂直避難等大規模風水害対策の着実な実施

大規模水害時の避難については、2022年3月の広域避難計画策定支援ガイドラインの取りまとめを踏まえ、内閣府と東京都を座長とする首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会が設置され、広域避難先の開設・運営、避難手段・誘導、情報発信・伝達の3つの観点から具体的な検討が行われている。

同ガイドラインでは、いわゆる分散避難の考え方に基づく複数の避難行動パターンを組み合わせた検討を踏まえ、行政で避難先の確保が必要な広域避難者を約74万人と試算して

いる。しかしながら、この試算結果は各住民が適切な避難行動をとることが前提である。地方公共団体等との連携のもと、平時から住民・事業者等への周知徹底を図り、事前の対策を促すことで、実効性を高めることが重要である。

加えて、大規模風水害が見込まれる場合の情報提供のあり方について、2021年の当所会員へのアンケート調査では、「空振りでもいいから、早めに情報提供してほしい」（77.3%）「被害・復旧の見通しや公共交通機関・主要駅の状況等を、地域一括で情報提供してほしい」（76.7%）との回答が多くあがった。このような企業の声をも十分に踏まえた計画策定や情報提供、周知啓発等が必要である。

また、首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会の資料によると、災害時の情報収集手段について、「テレビ」との回答が各年代において最多であったが、当所の会員企業へのアンケート調査では、「SNSを除くインターネット」との回答が77.1%と最多であった。風水害が予想される際の情報発信においては、住民や事業者、来街者といった情報の受け手側の特性の違いを考慮したうえで、複数手段を効果的に組み合わせる必要がある。なお、住民・事業者が発災時の避難情報等を理解し、適切な行動をとるためには、平時からの取組みが不可欠であることを重ねて強調したい。

さらに、近年は線状降水帯による大雨の被害が各地で相次いでいる。本年6月から7月にかけて発生した梅雨前線による大雨では、石川県や富山県において線状降水帯が発生し、土砂災害や浸水被害をもたらした。気象庁は2022年6月より、線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけを開始している。今後、予測精度の向上はもとより、技術面・運用面でさらなる改善を重ね、迅速かつ正確な情報提供の実現に取り組まれない。

2. 関東大震災100年を契機とした首都直下地震対策の展開

①交通・物流ネットワークの強靱化、電力・通信の確保

甚大な被害をもたらした関東大震災から、2023年9月1日で100年を迎えた。節目を迎えた今こそ、当時の教訓を振り返るとともに、今後30年以内に発生する確率が70%と言われている首都直下地震への備えを万全にする必要がある。首都直下地震の発生時に、被害を軽減し、迅速な復旧・復興活動を実現するためには、交通・物流ネットワーク等のインフラや電力・通信をはじめとしたライフラインの強靱化が不可欠である。

2022年5月に東京都が公表した首都直下地震の被害想定においては、身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相として、インフラ・ライフラインの復旧に向けた動きや救出救助機関等による応急対策活動の展開が時系列で示されたが、このなかで、発災後は橋梁等の被害や沿道建物・電柱等の倒壊により、至る所で道路寸断が発生することが想定されている。

国土交通省は、災害時に被災する道路から、救援する強靱道路の構築を掲げ、高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を行っている。大規模地震発生時の切迫性を鑑みれば、被害状況の把握や救出救助、消火活動、緊急支援物資の輸送等の着実な遂行を担保する交通・物流ネットワークの強靱化は急務であり、強力で推進されたい。また、災害時には物資や人を輸送する需要が一気に高まり、車両不足や渋滞の発生が懸念されている。災害時にどういった輸送需要が発生し、またどれだけの車両が必要となるか、平時か

ら想定して準備をすることも重要である。

加えて、迅速な復旧・復興活動の展開には、電力・通信の確保も重要である。2022年3月に発生した福島県沖地震では、火力発電所の停止により、電力の需給バランスが崩れ、東京都内で約70万軒という大規模な停電が発生した。我が国の経済を支える首都圏においては、停電による影響は極めて大きく、電力の安定供給は重要な課題である。

電力の安定供給に向けては、エネルギー拠点の分散配置と省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入・利用の拡大が必要である。特に都心や自立分散型郊外都市においては、熱効率に優れたコージェネレーションシステム等の導入をはじめ、複数の建物間で熱エネルギーを融通しあう地域冷暖房等の面的なエネルギー利用を図ることが望ましい。国土交通省は、国際競争業務継続拠点整備事業としてエネルギー導管及びその付帯施設の整備に要する費用について、5分の2の補助を行っているが、コージェネレーションシステムの整備は災害対策のみでなく、カーボンニュートラルにも資する事業であることから、積極的な支援が必要である。

加えて、住宅やビルの高断熱化・高効率設備の導入とともに、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備を備えるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）やZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、非常用電源としても活用できる電気自動車等のZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）の普及を図ることは、災害時の電力確保にもつながるものである。よって、太陽光パネル設置等の費用負担に対する財政支援の拡充や、電気自動車・燃料電池自動車等ZEV普及のための充電・充填設備等インフラの早期整備が必要である。

一方、本質的な解決策は電力安定供給の確保である。首都圏の電力需要を支える火力発電所は東京湾に集中していることから、首都直下地震が発生した場合、火力発電所のほぼ全てが運転停止となる可能性も指摘されている。GXとの両立を図るためには、原子力発電の再稼働促進や大手電力会社間で電力の融通を行うための送電網整備等、電力システムの強靱化が極めて重要であり、その推進に向けて、住民・事業者の意識醸成を図ることが必要である。

加えて、災害時の迅速な対応には、通信の確保も不可欠である。5Gをはじめとした情報通信網の強化に取り組む事業者への支援を通じ、強靱・高速・大容量の全国的なネットワークを構築し、安全・安心を確保する必要がある。とりわけ、避難所や医療機関等災害時に重要な役割を担う施設においては通信ネットワークの整備や、停電の長期化・広域化により通信障害が生じた場合を想定した防災計画（行政機関の連携体制、情報収集・発信等）の検討等の取り組みを強化することが重要である。その際、最先端の衛星通信を取り入れて宇宙空間からの通信を確保することも検討されたい。

なお、地震に対する交通・物流ネットワークの強靱化、電力・通信の確保に向けては、無電柱化も有効である。国土交通省は無電柱化推進計画の下、新設電柱の抑制に取り組んでいるが、2021年度の1年間で約4.8万本の電柱が純増したとされている。電柱増加要因の7割は住宅開発であり、多くが民地に設定されていることから、無電柱化の必要性について広く周知し、民間による取り組みを促していくことが重要である。加えて、国土交通省が2020年に行ったアンケート調査によると、全国の地方公共団体の約8割が「過去5年間に無電柱化事業を実施したことがない」と回答する等、多くの自治体において無電柱化事業が後回しとなっている実態があることから、国土交通省が2022年3月に公表し、2023年7月に

改訂した無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド（案）を広く周知するとともに、無電柱化事業の実施にあたりきめ細かな支援を展開されたい。なお、緊急輸送道路および避難施設等へ向かう主要な生活道路をはじめとして、重点地域を決めて推進することも重要である。

まちづくりの観点からの地域住民発案による無電柱化等、好事例についても周知することにより、民間発案による無電柱化の横展開に向けた取組みも検討すべきである。

②実効性ある帰宅困難者対策の推進

2012年に制定された東京都帰宅困難者対策条例では、都内事業者に対して、従業員の一斉帰宅の抑制、3日分の飲料水・食料その他災害時における必要な物資の備蓄、従業員との連絡手段の確保等を努力義務としている。しかしながら、鉄道等公共交通機関の耐震化やスマートフォンの普及、デジタル技術の進展等、社会状況に変化が見られることから、内閣府や東京都等から構成される首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議では、3日間の一斉帰宅抑制の原則を維持しつつ、柔軟性のある帰宅困難者対策について検討が進められている。

当所会員へのアンケート調査では、帰宅困難者対策条例について努力義務の内容を含めて知っているという回答した企業は34.7%に留まる。大地震発生時の適切な行動を促すためには、日頃からの情報提供を通じて、一斉帰宅抑制に対する正しい理解と認知度向上を図ることが重要である。企業はもとより、家庭や学校等様々なチャンネルを通じた平時からの周知啓発を一層強化されたい。

また、各企業やその従業員は、発災時、被害状況や公共交通機関、道路等の交通状況、一時滞在施設の開設状況等について速やかな情報提供を求めている。民間企業の提供するアプリケーション等とも連携し、デジタル技術も活用した情報収集・提供手段を検討されたい。

あわせて、一時滞在施設においては、円滑な受入れや混雑状況のリアルタイムでの把握につなげるため、受入れの際の手続きをデジタル化することが必要である。感染症拡大中の問診票の取得や、受入期間中の食料等の配布物の受領管理、施設退所時の退出管理等についてもデジタル技術を活用して実施することが、民間一時滞在施設の運営負担軽減の観点からも有効である。加えて、鉄道が早期に運行再開した際には、帰宅を支援することも検討されている。各企業は、従業員の安全を最優先に帰宅を判断する必要があることから、分散帰宅を促す際の判断基準等を示すことが、混乱回避の観点からも望ましい。

③斜線制限・日影規制の緩和等中小ビル・木造住宅密集地域対策の推進

2022年5月に東京都が公表した首都直下地震の被害想定では、特定緊急輸送道路沿道建築物や住宅等における過去10年間の取組みにより、人的・物的被害の想定が減少したことが示された。しかし、火災による危険性が高い木造住宅密集地域については、依然として多くの地域が不燃領域率70%に届いていない。2022年4月と8月には木造建物の密集地域である北九州市の且過市場で大規模な火災が相次いだが、東京の木造住宅や中小ビルの密集地も同様のリスクを抱えており、各地域の事業者からは懸念の声が寄せられている。とりわけ、多くの在勤者を抱える都心部においては、老朽化した中小規模のビルの耐震改修・

建替えを早急に進める必要がある。また、企業の事業継続と従業員の安全確保の観点から、老朽化した工場や店舗等の耐震化も重要である。

各種規制や既存テナントの退去に係る費用負担等から、ビル所有者が耐震改修・建替えに二の足を踏まないよう高さ制限や斜線制限・日影規制、駐車場の附置義務、容積率の緩和（容積率の別敷地評価を含む）のほか、助成制度・税制支援の一体的な推進等を積極的に検討されたい。

なお、取組みにあたっては、国や東京都、区市町村との緊密な連携を図り、例えば、下町の風情や木造の良さを残すエリアにおいては、外壁や外構に難燃化の技術を活用した木材を取り入れる等、地域の特性に応じた魅力的な街並みを維持・形成しつつ不燃化対策を行っていくことも必要である。

あわせて、地域特性を踏まえた小型送水車や小型ホース延長車の重点配備、デジタル技術を活用したAR訓練機器等の導入による初期消火能力の向上等の備えを図られたい。

④エレベーター閉じ込めに備えた対策

東京都が公表している首都直下地震の被害想定では、エレベーターの閉じ込めが課題となっている。同被害想定によれば、直下型地震では地震時管制運転装置が機能せず最寄り階に停止できない、ドアの振動を開放状態と認識しロックしてしまう等の要因により、都内のエレベーター約16.6万台のうち、最大約2.2万台とおよそ8台のうち1台が非常停止する可能性があるとしている。加えて、運転再開や扉の開放を行うエレベーターの保守業者も、多数の閉じ込めが同時に発生することで速やかな救助ができない可能性がある。

国土交通省は、346台の閉じ込めが発生した大阪北部地震の被害を踏まえ、建築物耐震対策緊急促進事業と住宅・建築物耐震改修事業のなかでエレベーターの防災対策改修事業を行っている。こうした施策を周知し、地方公共団体を通じて活用を促進することが重要である。

加えて、1ビル1台復旧の考え方の普及等の周知啓発のほか、防災キャビネットの設置やエレベーター閉じ込めを想定した救出作業講習会・訓練等、自助・共助の対策についても地方公共団体等を通じた支援を促すことが必要である。

3. 企業等の自助・共助の活性化、公助における民の力の活用

①BCP策定・訓練の促進（BCPに基づく行動をとるための実践的な訓練等）

大規模災害時にサプライチェーンを確保し経済的被害を最小限に抑えるためには、企業等が顧客や取引先、ひいては社会に対する責務としてBCPやタイムラインを策定し、訓練を実施することで強い輪を構築する必要がある。

当所会員へのアンケート調査では、BCPの策定率は35.0%に留まる。とりわけ、中小企業のBCP策定率は27.6%と、大企業の71.4%に対して低い割合となっている。また、BCP策定の課題として「具体的な策定方法が分からない」を挙げる事業者が36.0%を占めており、特に経営資源が限られる中小企業においては、公的支援策やガイドライン等資料の整備がBCP策定の促進に必要不可欠である。

内閣府では、事業継続ガイドラインを策定しているが、ガイドラインを踏まえたBCPの策定について、説明会の開催や動画での解説等を行い、中小企業の活用を促進する取組み

も実施されたい。その際、BCP 策定が企業価値向上に資する取組みであるという視点や意識の醸成も必要である。また、地方公共団体および商工会議所等の経済団体等が、特に中小企業・小規模事業者を対象とした BCP やマイ・タイムライン等の策定支援講座を実施していくことも重要である。

また、国は中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画認定制度を創設し、無料で計画策定支援を実施するとともに、認定を受けた企業に対し、税制措置や金融支援、補助金の加点等の支援策を設けている。こうした策定支援体制を一層強化するとともに、防災・減災対策の誘い水となる施策により、民間の取組みを活性化することが重要である。とりわけ、中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業のBCP策定や防災・減災対策促進に資することから、積極的な広報を行うとともに、蓄電池やガラスの飛散防止フィルム、雨水浸透柵や雨水貯留施設等対象設備の拡充を図られたい。また、企業等によるBCP策定や更新、訓練等の促進にあたっては、金融機関の融資における利率等の優遇や原則として公共調達の評価基準における加点要素とする等のインセンティブ拡充、助成制度創設も有効であり、国による積極的な取組みが必要である。

さらに、当所会員へのアンケート調査で発注時に取引先に対してBCPを取引条件にしたり、策定を指導したり、有無を確認しているか尋ねたところ、約9割の企業がいずれも行っていないとの回答であった。サプライチェーンをはじめとした共助に基づくBCP策定を推進すべく、事業者がBCP策定支援を行った場合のインセンティブを設ける等、企業間さらには産官学の連携を高める措置も検討されたい。その際、パートナーシップを強化する観点が必要であることから、中小企業にとって過度な負担とならないよう配慮されたい。

BCP やタイムラインについて、最も重要なことは、災害時にそれらの計画に基づく行動を実際にとれるようにすることである。同調査では、BCP 策定済企業の約7割が見直しを、また約5割が訓練を実施しており、こうした取組みを後押しする施策も必要である。なお、最新のAI技術を活用したシミュレーション等により被害状況を可視化することで、個々人の危機意識の醸成を図り、災害を自分事として捉えて訓練に参加してもらうことも重要である。

②企業や地域の防災力向上に資するリーダー人材育成

近年の災害の激甚化・頻発化により、有事の際に公助が行き届かない可能性があることから、自助・共助で対応する必要性が高まっている。そのため、各企業や各地域において、災害・リスク対策を身近なものとし、自助・共助の要となるリーダー人材を育成していくことが必要である。

2022年の当所会員へのアンケート調査によると、防災士や危機管理士等防災関連の資格を持つ役員・従業員がいる企業は12.3%（大企業21.5%、中小企業8.3%）であったものの、「資格取得を奨励している」「今後、資格取得を奨励したい」と回答した企業はあわせて62.2%にのぼり、かつ大企業63.3%、中小企業61.9%と企業規模問わず高い割合となった。

企業における防災人材の育成は、各企業の事業継続はもとより、地域の防災力向上にも寄与するものである。国においては、地方公共団体や企業・団体等による研修等の機会の充実・拡大を強力に支援されたい。あわせて、経営資源が不足する中小企業においては、費用負担が取組みの障害とならないよう、講習受講や資格取得の費用補助等、支援を行っ

ていくことも必要である。

③発災時における民間企業のノウハウ・資源の活用

災害時には公助の資源に限られることから、民間のノウハウ・資源を有効に活用することが重要である。民間企業や業界団体等では、事業を通じて培ったノウハウをもとに、国や地方公共団体と連携し、復旧・復興活動に協力している。

関東地方整備局は災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社を認定し公表しており、「認定を受けることで、災害に強い会社であることを対外的にアピールできた」との声も寄せられている。より多くの企業が本制度の認定を受けるよう、一層周知していくとともに、災害対策用設備導入への支援を講じることが重要である。加えて、災害時における河川災害応急復旧業務等の協定（災害協定）締結を通じて事前に協力会社を定め、緊急時の体制を確保しておくことも肝要である。

2018年の西日本豪雨では、早期復旧を目指す行政からの協力要請により、建設関連の企業では36協定で定めた時間数を大幅に超える時間外労働が発生した。こうした状況に対して企業から、国土交通省と厚生労働省との調整を通じ、労働基準監督署から労働基準法第33条（災害時の時間外労働等に関する規定）の適用を円滑に受け取ることができたとの声が寄せられた。今後とも、災害対応という非常に多忙を極める企業の状況をしっかりと確認したうえでの適切な対応をお願いしたい。

また、トラック運送業においても、地方公共団体等との協力に基づき、災害時の物資輸送や支援物資の差配、また、平時には備蓄品の消費期限等の管理を行っている例がある。首都直下地震等の発災時に、復旧作業のための特殊車両の通行に関して、被災地域への、または被災地域からの貨物の運搬等である場合には、通行許可手続きを最優先で行う等の措置がとられているが、より迅速な復旧作業のため、有事の際にはこうした規制を柔軟に緩和されたい。特に大規模な物流施設や大型トラックの駐車場は環状七号線の外側に立地が進んでいるが、発災時に円滑な物資輸送ができるよう、事前に民間企業等との協定等により車両の通行ができるようにすることも必要である。

さらに、災害時には娯楽業等、通常通りの営業が一時的にできなくなる業種もある。そうした業種では、例えば大規模な駐車場を、車中泊ができる避難場所として開放する等の取組みも検討されている。企業がこうした取組みを行うにあたり、法的責任や金銭的負担等が軽減されるよう最大限配慮いただきたい。

加えて、気候変動による自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、各企業の災害リスクにあわせた保険・共済の加入を一層促進する等、官民の連携により、被害軽減につながる有用な情報提供を積極的に行なっていくことが重要である。

4. 迅速かつ効果的な情報収集・共有の実施

①災害・リスク対策におけるデジタル活用

住民・事業者が迅速かつ効果的な情報収集を実現するには、災害・リスク対策のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が急務である。

国土交通省は、防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化するDXの推進を掲げており、取組みを一層推進していくことが求められる。昨今、民間企業による災害・リスク分野の

アプリケーション等の開発も進んでいる。従って、国が有する災害・リスク関連の情報について、民間の利活用を促進すべく、使いやすい形式で広くデータを提供し、民間のサービス開発を加速化することで、住民・事業者による対策の底上げを図ることが重要である。災害・リスク分野のDXについては企業からの期待も大きく、提供データの拡充やリアルタイムデータの提供も含めた取組みを強力に推進されたい。あわせて、災害時に情報を発信する主体が、報道機関・インフラ関連企業・自治体など多岐にわたるため、住民・事業者からは「必要な情報をスムーズに収集することが難しい」との声もある。当所会員へのアンケート調査でも、「行政に強化・拡充を望む災害・リスク対策に係る施策」を尋ねたところ、「ワンストップやプッシュ型の情報提供」が24.1%となり、前回調査から大幅に増加している。住民・事業者が包括的に情報収集できるよう、デジタルを活用した一元的なプラットフォームの構築も検討されたい。

加えて、国土交通省が整備を進めている、発生頻度ごとの浸水範囲を示した水害リスクマップについては、企業のリスク分析やBCP策定にも資するものであることから、迅速に整備を進めるとともに、平時からの活用を促進すべく、企業に広く周知されたい。

また、国の災害・リスク対策においても、デジタル技術を一層活用し、高度化・効率化を図っていくことが求められる。AI等を活用した雨量・流入量の予測精度向上やデジタル技術や新技術の活用等による流域治水ケタ違いDXプロジェクト等を通じ、災害対応力の強化を図ることが重要である。あわせて、国が保有している被害想定等のデータをオープンデータとして公開する範囲を拡大することで、民間サービスがデータを活用しやすい環境を整備し、官民連携で災害・リスク対策のレベルを高めていくことが望ましい。

②防災情報の活用における官民連携促進、防災産業の育成

気候変動を踏まえた災害対応の推進に向けては、国や地方公共団体はもとより、社会の様々な関係者が災害・リスク対策に関わっていくことが必要である。とりわけ、行政と民間企業がそれぞれの持ち味を活かして効果的に連携することが重要である。

内閣府は2021年、災害対応を行う地方公共団体等の困りごとや関心事項（ニーズ）と民間企業等が持つ先進技術のマッチングや効果的な活用事例の横展開等を行う場として防災×テクノロジー官民連携プラットフォームを設置した。現在、マッチングサイトの運営のほか、マッチングセミナーにおける取組み事例の紹介や、個別相談会、展示会の実施等、多岐にわたる取組みを展開している。こうした取組みは、地方公共団体の災害対応力向上に加え、中小企業をはじめとした民間企業の優れた技術の活用につながるものであり、引き続き推進されたい。

また、民間企業においては、SNSの情報をAIが分析し、災害の情報を迅速に把握できるシステムや浸水等の状況をリアルタイムで把握するシステム等、災害・リスク対策に資するシステム等の開発が進展しており、国や地方公共団体が、災害対応にあたってこれらを一定程度活用することで、迅速な災害対応につなげることも可能である。

こうした民間企業の製品やサービスの活用を広く進めていくことで、防災産業の育成を図り、社会全体の災害・リスク対策のレベルアップを目指すことが重要である。

③ハザードマップのユニバーサルデザイン化

被害が想定されるエリアや避難する場所等を示したハザードマップは、原則として区市町村ごとに作成されているが、住民や事業者が災害へ備えるために重要な情報である。一方で、利用者の特性、例えば視覚障害や日本語が読めない外国人には対応していないケースも多く、ハザードマップに示している情報へのアクセスが困難となる場合もある。あらゆる方が避難行動に必要なハザードマップ情報を活用できるよう、ハザードマップのユニバーサルデザイン化に向けて、区市町村による情報の音声読み上げ機能の追加や多言語対応等の取組みを強力に後押しされたい。

Ⅲ. 継続要望項目

1. レジリエントなまちづくり

災害やリスクが多様化・複雑化するなか、危機事象が発生した場合においても、安全・安心が確保されたまちであることが重要である。安全で回復力のある持続可能な都市空間を実現し、住民・事業者が安心して生活できるまちづくりを進める必要がある。

①陸・海・空の主要な交通施設の強化

- ・首都圏三環状道路の整備推進、ストック効果の早期発現
- ・鉄道施設の耐震化・浸水対策（地下駅・電気設備等の浸水対策、橋梁の被害や隣接斜面の崩壊への対策）
- ・港湾における耐震強化岸壁の整備、高潮対策、非常用電源・電気設備の浸水対策
- ・東京湾岸に集積する火力発電所や製油所のバックアップ機能向上（広域パイプラインや内陸型発電所の整備、石油コンビナートの耐震化、石油製品備蓄の分散化等）
- ・災害時の物資輸送や避難、復旧・復興活動における川を活用した輸送方法の検討
- ・羽田空港における滑走路等の耐震化・液状化対策

②インフラ老朽化対策の推進

- ・予防保全の着実な推進に向けたノウハウの地方公共団体等との共有
- ・市町村における専門部署創設、技能者確保・育成、効果的・効率的なメンテナンス手法を共有する仕組みの構築等に対する支援
- ・コンパクト・プラス・ネットワークの観点も踏まえた戦略的な地域インフラマネジメント
- ・メンテナンス産業の育成、ロボット・センサー・ドローン等新技術の開発・導入の加速化
- ・インフラ老朽化対策の重要性に係る住民の理解促進を目的としたメンテナンスの生産性向上、新技術によるビジネスモデル構築、海外市場への挑戦といった取組みや成功事例等の発信

③下水道施設の耐震化・浸水対策の推進

- ・防災拠点等と下水処理場との間の管路施設の機能確保に向けた下水道総合地震対策事業の延伸・拡充（下水道管渠等の施設の耐震化等）
- ・地域の総合的な浸水対策の推進に資する下水道浸水被害軽減総合事業の拡充

- ・下水道管老朽化対策の着実な実施

④地下街の浸水対策・耐震化等の推進

- ・地下街の安心避難対策ガイドラインの周知
- ・地下街の防災対策のための計画策定促進
- ・耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策
- ・位置情報等を活用した誘導設備の導入等に要する補助

⑤老朽マンションの再生・耐震化・解体撤去の促進

- ・改正マンション建替円滑化法の「除却の必要性に係る認定対象拡充」に係る周知啓発
- ・マンションの耐震化・再生・解体撤去の促進（マンション建替えの決議要件（区分所有者等の5分の4以上の賛成）の迅速な緩和、所在不明者・意思非表示権利者等の議決権からの除外、マンション建替円滑化法による敷地売却決議要件の緩和、現行法では全員同意が必要な建物および敷地の一括売却を一定の賛成率で行うことを可能とする仕組みの検討、区分所有者の建替え費用軽減のための建築規制の緩和による容積率の拡大、同一敷地ではなくマンション建替え用の用地を別途手当てして当該用地を利用した建替え等）

⑥空き家対策・所有者不明土地対策・森林経営管理制度の推進

- ・地方公共団体に対する空き家の活用や除却等への財政支援
- ・空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成
- ・専門家等と連携した相談体制の構築
- ・空き家・空き地バンクの活用
- ・取組み事例紹介サイトを通じた成功事例の横展開
- ・地域福利増進事業の利用促進に向けた周知啓発
- ・森林経営管理制度に係る人材の育成や取組み事例集等の普及促進

⑦防災性の高い街区の整備促進

- ・公園や広場、グリーンベルトの形成
- ・火災発生時に防火壁の役割を果たす建築物（例：墨田区の白鬚東アパート）の整備
- ・木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）の検討
- ・都市防災総合推進事業等を通じ地方公共団体と連携した取組みの実施（用地取得の国費率の引き上げ）
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）に基づく防災街区整備事業における敷地面積最低限度の緩和

⑧感震ブレーカーの導入促進

- ・密集市街地の整備改善に関する社会資本整備総合交付金等の活用を通じた地方公共団体との連携による感震ブレーカーの効果周知や費用負担の軽減

- ・夜間の発災時に備えた非常灯整備の支援

⑨盛土等土砂災害リスクへの対策推進

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく厳格な対処
- ・人工衛星による観測データ等の活用（地形の変更が行われた箇所を抽出し、広範囲において不適正盛土を効率的に把握）

⑩富士山噴火の被害・課題の速やかな提示

- ・想定される被害・課題、対策についての検討
- ・火山灰の一時集積所の指定や集積場所の確保に際しての広域連携等の検討
- ・適切な降灰対策の啓蒙（降灰を水で流そうとすると固まって排水できなくなる等）

2. 迅速な復旧・復興活動に向けた体制整備

社会経済の複雑化に伴い、災害発生直後からの被災地域の再建・復興を重視した総合的な対策を推進し、的確な計画のもとに迅速な復興を図ることが社会的に求められている。そのためにも、被災後に迅速かつ円滑に復旧・復興活動を行うための体制整備が不可欠である。

①TEC-FORCE の機能強化

- ・体制の充実・強化（大規模災害を想定した隊員の研修・訓練の充実、ICT技術や災害対策車両等の資機材の拡充等）
- ・TEC-FORCEと関東ブロック都県等地方公共団体の訓練実施
- ・iTEC推進による被害全容把握の迅速化
- ・TEC-FORCE活動の周知と理解促進

②災害時の円滑な物資輸送に資する物流施設の強靱化、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化、迅速な四路啓開体制の構築

- ・大規模災害時にも機能する物流の構築（施設の耐震性強化、自家発電等防災設備の設置、浸水対策促進、新たな物流施設の整備、老朽化した物流施設の再整備、機能更新に対する税制上・財政上の支援拡充、免震倉庫の普及に対する支援措置の創設）
- ・多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築
- ・BCP 策定における荷主と物流事業者の連携促進
- ・都市計画・土地区画整理事業・スマートインターチェンジの設置等による首都圏郊外部への大規模な物流施設の立地誘導
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（緊急避難道路沿いの老朽化マンション・木密地区のマンション・旧耐震基準のマンション等の行政主導による速やかな建替え・再開発、建築物耐震対策緊急促進事業の活用等による建物所有者への後押し）
- ・常時対応可能な道路啓開体制の構築と実効性の確保
- ・道路に加えて水路・航路・空路を含めた四路の連続性を確保した緊急輸送ルート設定
- ・緊急河川敷道路・緊急用船着場等の整備

- ・河川敷等を活用した緊急ヘリポートと給油設備の設置

③都市の事前復興の周知啓発・取組み促進

- ・復興まちづくりのための事前準備ガイドラインに沿った区市町村における復興事前準備・事前復興の取組みの一層の周知啓発

④マイナンバーカードの災害時の対応機能強化

- ・本人同意を前提とした災害等緊急時における必要情報の他者閲覧機能拡充
- ・マイナンバーカードを活用した罹災証明書発行の普及促進

3. 災害・リスクに対する社会的意識の向上

これまでに発生した数多くの災害の教訓を踏まえ、行政・住民・事業者の全ての主体が災害・リスクに関する知識と心構えを共有し、地震・風水害・感染症等の様々な災害・リスクに備える必要がある。

①女性や高齢者、子ども、障害者、外国人等、多様な視点からの災害対策の推進

- ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知
- ・防災対策を推進する女性リーダーの育成
- ・公共交通機関・公共空間のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の積極的な推進
- ・官民を挙げた心のバリアフリーの推進
- ・避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとの個別避難計画の作成推進
- ・在宅診療等を継続できる体制の整備
- ・小中学校等における防災教育の継続実施、教材・資料・見学施設等の地域住民・事業者への周知・活用促進
- ・外国人の避難誘導方法の確立（多言語案内表示、訪日外国人向け災害時情報提供アプリの普及、サイン・ピクトグラムを設置等）と民間への周知
- ・観光危機管理の手引書・教材内容の拡充や事業者等への周知強化、地方公共団体や事業者の計画策定支援
- ・観光・宿泊施設等の危機管理体制の強化（人材育成、避難訓練の徹底等）
- ・医療機関の外国語対応力の強化、医療通訳の育成推進
- ・宿泊施設間で往診可能な医師情報を共有する仕組みの構築
- ・外国人の日本の保険加入促進
- ・やさしい日本語や多言語化等を通じた子供や外国人をはじめ誰もが分かりやすい情報発信の強化

②複合災害にも備えた避難所等の生活環境の改善・確保（プライバシー、騒音、生活用水、トイレ、衛生環境等のQOL）

- ・生活用水利用のための容器の準備、段ボールベッド・簡易トイレの設置
- ・避難所生活での体調変化や病状悪化への配慮

- ・感染症対策、衛生管理・医療支援の体制確保
- ・避難所運営の改善に資する情報の幅広い展開（東京都建築士事務所協会の避難所モデルプランや地方公共団体の避難所運営ガイドライン等）

③災害・リスク対策に資する施設のストック効果のアピール

- ・災害・リスク対策に資する施設のストック効果の定量化、積極的なPRの実施
- ・インフラツーリズムの振興

以上

2023年度第12号 2023年10月12日 第762回常議員会決議
--